

奈良県告示第二百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、平成二十六年九月十七日安倍土地改良区営土地改良事業（維持管理事業）の計画変更について認可した。

平成二十六年十月三日

奈良県知事 荒井正吾